

令和5年度 河津町第三期データヘルス計画等策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度 河津町第三期データヘルス計画等策定支援業務委託

2 業務の目的

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」としている。また、データヘルス計画には健康・医療情報（特定健康診査の結果や診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）等から得られる情報）を活用し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すこととある。本町においてこれらの背景を踏まえ、被保険者の健康保持増進のため、平成30年3月に策定した第二期データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画（以下、「現行計画」という。）の評価・検証を行うと共に、令和6年度～11年度を計画期間とする第三期データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画（以下、「次期計画」という。）を策定する。

3 契約期間

契約締結の日翌日から令和6年3月22日まで

4 業務概要

「1.1 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いて、本町国民健康保険の現状分析を行い、現行計画に記載された保健事業の評価に係る助言、及びPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業実施のための次期計画を作成する。納品する次期計画は、本町でも加筆・修正しやすい形式にまとめて、電子データで納品する。

5 業務の詳細

(1) 精度の高いデータベースの構築

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たした精度の高い診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

ウ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、第三者により定量的に評価されていること。

エ レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

オ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を1%未満とすること。

カ データベース構築に係る技術は、自社開発等で特許取得しているなど、技術証明ができるものとし、データベース構築に係る技術は品質が明確に裏付けられており、かつ、具体的に説明

のできるものであることとし、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこととする。

キ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について本町が開示を求めた場合に、受注者は提供できるよう努めること。

(2) 現行計画の評価支援

現行計画の各保健事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、本町がまとめた実施状況の評価に対して、後述する現状分析の結果を踏まえたうえで、次期計画で取り組むべき効果的かつ効率的な保健事業の在り方について提案する。

(3) 次期計画の基礎となる現状分析

(1)のデータベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を明確にするとともに、次期計画で取り組むべき保健事業の検討に資するべく、本町が指定する各保健事業の対象となる潜在人数等を分析する。

なお、分析は以下の項目を網羅した内容とする。

ア 医療費分析

- (ア) 医療費の3要素（受診率、レセプト1件当たり受診日数、受診1日当たり医療費）
- (イ) 全体の医療費、患者数及びレセプト件数
- (ウ) 高額レセプト（5万点以上）の件数、医療費及び疾病傾向
- (エ) 疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数
- (オ) 健康診査データ分析（有所見者割合、質問別回答状況等）
- (カ) 骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る分析
- (キ) 要介護度別分析（医療費及び疾病傾向）

※ 患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

イ 保健事業ポテンシャル分析

- (ア) 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析
- (イ) 健診異常値放置者に係る分析
- (ウ) 生活習慣病治療中断者に係る分析
- (エ) 糖尿病性腎症重症化予防（人工透析予防）に係る分析
- (オ) 受診行動適正化（重複受診・頻回受診・重複服薬）に係る分析
- (カ) ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- (キ) 多剤投与（ポリファーマシー）に係る分析

(4) 次期計画書（原案）の作成

(3)の結果を踏まえたうえで、適宜KDB帳票等を活用し、次期計画書（原案）を作成する。なお、次期計画書（原案）については以下の項目を盛り込むこととする。

【第三期データヘルス計画】

① 計画の基本的事項

背景／計画期間／計画の位置づけ／実施体制・関係者連携

② 保険者の特性把握

人口構成／医療基礎情報／介護保険の状況／死因の状況

※ 国・県等との比較が必要であるため、KDB帳票等を活用

- ③ 現行計画の考察（５－（２））
- ④ 医療費等分析（５－（３））
- ⑤ 保健事業実施計画
- ⑥ 計画実施に係るその他事項

計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い

【第四期特定健康診査等実施計画】

- ① 計画の基本的事項

計画策定の趣旨／計画期間／計画の位置づけ

- ② 現行計画の考察（５－（２））
- ③ 特定健康診査・特定保健指導分析

健診受診率の推移／メタボリックシンドローム該当状況／検査項目別有所見者割合／質問別回答状況／特定保健指導実施率の推移／リスク因子別該当状況

※ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値を活用

- ④ 特定健康診査等実施計画

目標／対象者数推計／実施方法／実施スケジュール

- ⑤ 事業運営に係るその他事項

計画の評価・見直し／計画の公表・周知／個人情報の取り扱い

(5) 次期計画書の作成

(4)の原案の提出後、(2)を踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に計画書を完成させ納品すること。作成にあたっては、「河津町健康増進計画」や「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等と整合させる必要があるため、本町と連携のうえ作成すること。なお、厚生労働省等が発出する手引き等が改定された場合は、受注者は、本町と協議のうえ柔軟に対応することとする。

6 成果物

次のものを成果物として提出すること。

- (1) 医療費等分析資料（A4版カラー刷り印刷及び電子データ（PowerPoint形式））
- (2) 調査・分析の過程で得られた統計資料（電子データ（Excel形式））
- (3) 次期計画書（原案）（A4版カラー刷り印刷及び電子データ（PowerPoint形式））
- (4) 次期計画書（A4版カラー刷り印刷及び電子データ（PowerPoint形式））

7 スケジュール

業務	時期
契約締結	令和5年5月
レセプト等データの提供	令和5年6月
医療費等分析資料及び統計資料の納品	令和5年10月
次期計画書（原案）の納品	令和5年11月
次期計画書の納品	令和6年1月

8 セキュリティ体制

データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りであること。

(1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

9 委託業者の条件

(1) データヘルス計画策定には保健事業のノウハウも必要なことから、地方自治体が発注した国民健康保険での第二期データヘルス計画策定（中間評価含む）の受託実績が5件以上あること。

(2) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。

10 その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと本町が認めた業務で、あらかじめ本町の承諾を得た場合はその限りではない。なお、前項「9 委託業者の条件」は契約主体者がすべて満たすものとする。

(2) 本業務の打ち合わせについては、対面とし、初回1回、中間1回、納入時1回とし、その他必要な場合に応じて打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

11 提供データ

(1) レセプトデータ

平成30年4月診療分～令和5年3月診療分（5年間）

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

・医科 . . . 「21_RECODEINFO_MED.CSV」

・D P C . . . 「22_RECODEINFO_DPC.CSV」

・調剤 . . . 「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

(2) 健康診査データ

平成30年度分～令和4年度分（5年度分）

- ・健康診査受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」

(3) 被保険者データ

国保総合システム 特定健診等被保険者データ

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ . . . 「KD_IF015」

(4) 国保データベース（KDB）システム出力帳票

平成30年度分～令和4年度分（5年度分）

- ・帳票「地域の全体像の把握」【P21_001】
- ・帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」【P21_003】
- ・帳票「人口及び被保険者の状況」【P21_006】
- ・帳票「健診の状況」【P21_008】
- ・帳票「要介護（支援）者突合状況」【P24_003】

(5) 現行計画の電子データ

(6) その他

次期計画作成に必要と思われる帳票で、本町が準備でき、かつ使用を許諾する帳票については、本町より受託者にデータ提供することとする。

以上